平成２８年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市江津1124番地　アジュール203号、旧住所鳥取県鳥取市円護寺1238番地　カメリアＡ203号
債務者　山下　奉文
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４号
鳥取県西伯郡大山町國信551番地２、前住所鳥取県西伯郡大山町西坪51番地34
債務者　森本　　猛
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３９５号
広島市東区戸坂山根１丁目２番８―201号　功野マンション
債務者　北田　裕子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
山口県下関市長府印内町２番36―501号　島津ホームズ、前住所山口県下関市長府侍町２丁目６番30号
債務者　森　　律子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
愛媛県新居浜市北内町１丁目１番53号　ティンカベルＣ―201号、前住所愛媛県新居浜市大生院1034番地の７
債務者　田坂　一平
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第４２号
福岡県田川市大字川宮123番地
債務者　内藤沙矢香
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１７７号
宮崎市高岡町飯田27番地　市営住宅丸山Ｃ棟12号
債務者　松元　輝男
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０３号
鹿児島県鹿児島市天保山町７番１号（ＪオートビルⅠ702号）
債務者　上原　紀昭
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６８号
秋田県潟上市天王字追分92番地５
債務者　佐藤　博文
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
長野県安曇野市堀金三田1411番地１　メゾンつかさ２―Ｄ
債務者　渡部　勇気
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４３号
長野県飯田市宮ノ上4011番地３
債務者　木曽　弘晃
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５４１号
京都市上京区東堀川通一条上る竪富田町423番地　サンレジデンス錦綾東堀川202号
債務者　榎本　　淳
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
兵庫県川西市小戸２丁目13番15号　301、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―1003号
債務者　大蔵俊介こと　大藏　俊介
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
兵庫県川西市加茂１丁目10番27号加茂の荘101号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉南３丁目３番７―402号
債務者　中嶋　由紀
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
兵庫県伊丹市美鈴町４丁目29番地１　サン・コクリコＤ201号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６　アクトステージ伊丹338号
債務者　竹原美穂子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
静岡県浜松市西区大人見町3538番地
債務者　古橋　直里
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係